ドイツ人女性の戦後 ―「零時」からの出発―

桑 原 ヒサ子

はじめに

第二次世界大戦下の大衆メディアにおいて、ジェンダーや民族がどのように表象されているかを国際比較する共同研究に参加し、ドイツを担当する私はナチス政権期に販売部数第1位を誇った官製女性雑誌『ナチ女性展望』NS Frauen Warte (1932年7月1日号~1944/45年号)⁽¹⁾を対象として、ドイツ人女性の戦時活動や第二次世界大戦下の暮らしについてなど、いくつかのテーマを設定して分析結果をまとめてきた。

そこで明らかになったのは、ナチスのイデオロギーと現実との乖離である。ナチ・イデオロギーは女性の居場所を家庭と定め、子どもを産み国民社会主義に沿って育てることを女性に求めた。当時敵国からも、ドイツでは女性を出産機械とみなす女性差別が行われていると国民社会主義は批判された。しかし、最後まで堅持されたイデオロギーであったにもかかわらず、実際には1940年時点の1組の夫婦の平均子ども数は1.8人(1930年当時は2.2人) ⁽²⁾であり、出産を奨励するために第二次世界大戦開戦の年に導入された、子だくさんの母を顕彰する「ドイツ母親名誉十字章」の金(子ども数8人以上)はおろか銅(子ども数 $4\sim5$ 人)にも届かない数値だったのである。

その一方で、困難な失業問題を克服し労働者不足に悩み始める1936年頃から女性の就労が要請され、戦前すでに女性労働者数はヴァイマル時代を上回っていた。戦中は出征によって空いた男性の職場を農村でも工場でも、至る所で女性が埋めることになり、戦争は好むと好まざるとにかかわらず、それまで女性には許されなかった職種に就き、充分能力を発揮できることを女性たちに認識させる機会を与えることになった。最終的には、「男性の聖域」である軍隊にも動員され、その数は50万人にも達している。⁽³⁾ この規模は女性兵士採用の草分けであるイギリスに匹敵した。

全国女性指導者ゲルトルート・ショルツ=クリンクが統括した全国女性指導部の仕事内容についても、政治的には何の影響力もないボランティア活動だったと評価されているが、実際には官僚組織の一翼を担う巨大な組織の中で仕事は進められていた。1941年時点でその職員数は580人にのぼった。⁽⁴⁾ 全国女性指導部の職員は、ナチ女性のエリート組織である「ナチ女性団」の会員だったが、全国女性指導部の活動を担う指導者もナチ女性団から選ばれた。一方、実質的活動は、1933年に強制的同質化によりナチ化を受け入れた様々な非ナチ女性団体から誕生した「ドイツ女性事業団」の仕事だった。ちなみに『ナ

チ女性展望』は、全国女性指導部の第4部門「新聞・雑誌・プロパガンダ」から発刊された。こうした女性組織のメンバーは中産階級の女性たちがほとんどで、1939年時点で、200万人のナチ女性団員、400万人のドイツ女性事業団員がいた。ショルツ=クリンクと彼女の側近は月給を受けていたものの、ほとんどはボランティアで仕事に携わった。彼女たちも民族共同体のための仕事を理由に、社会福祉活動や女性に対する啓蒙・教育活動を展開し、家庭には留まっていなかったのである。

戦争の勃発と同時に統制経済が発動され、食料品や衣類などが配給制となった。『ナチ女性展望』は衣料・食料切符の情報や不自由な生活に対応する知恵を次々に掲載して女性たちを支えようとした。そこから見えてくる日常生活の風景は、次のようなものである。⁽⁵⁾女性たちは就労し、あるいは戦時活動に動員され、子どもを世話し、商店で長蛇の列に並び、田舎に買い出しに出かけ、家事を行った。徹底した衣服のリフォームにより生地を節約し、前近代的な洗濯方法で油脂を倹約し、手持ちの食材を無駄にせず、あるいは森や野原の恵みを使って健康で、少しでも満腹感があり、そして変化に富んだメニューを工夫した。食糧不足を補うために菜園も作った。女性たちは戦争中、一人で家族に対する責任を負ったのである。

戦争の体験は女性の社会に対する考え方や女性自身の意識をどう変えたのだろうか。戦後の西ドイツでは、終戦の日を「零時」と呼ぶことで、戦争の終結あるいは、ナチス独裁からの解放と捉えるよりも、戦後の再出発であると認識する傾向が強い。完膚無きまでに破壊された国土で、戦後、女性たちはどう再出発して行ったのか。また、戦後社会は女性たちの働きをどう評価したのだろうか。敗戦という大きな断絶を越えて、第二次世界大戦を体験したドイツ人女性のその後を捉えることが本論の目的である。

時期としては、敗戦後からおよそ初代連邦首相コンラート・アデナウアー時代(1949年9月~1963年10月)の50年代までとし、地域としては、西側占領地区、そしてその後の西ドイツとする。この期間の画期は1948年6月20日に行われた英米仏占領地区での通貨改革によるハイパーインフレの収拾である。翌年5月23日には西側統治諸州から連邦共和国(西ドイツ)臨時政府が誕生し、1950年以降のドイツの経済復興は「経済の奇跡」と呼ばれ、50年には砂糖を除きすべての統制経済は撤廃された。1955年5月5日、西ドイツは主権を回復する。つまり、敗戦直後の瓦礫、困窮そして無秩序の時代から、国家再建に入る時期が対象となる。

ここでは、まず第一に女性就労の変遷について、第二に家族関係の問題について、第三 にドイツ社会の保守化について、そして最後に女性解放のために尽力した女性労働組合員 と女性議員の活動という順で見ていく。

1. 女性就労の変遷

(1)「瓦礫を片付ける女性たち」

空爆を受けた諸都市を埋め尽くす瓦礫の撤去は、労働力、資金そして瓦礫を移動させる機器の不足によって遅々として進まなかった。私企業は瓦礫の撤去に男性労働者を雇用した。コミュニティは、終戦後の数ヶ月間は、解雇された公務員と、軍事法廷で有罪とされたナチ党員が撤去作業に従事させられた。そのほかに、専門的資格を持たぬ労働者、それにわずかながら女性もいた。彼女たちは、蓄えがなく、両親も親戚もおらず、占領軍兵士と付き合っていなければ、自分で稼ぐほかなかった。つまり、終戦後の数ヶ月はわずかな数の女性だけが瓦礫撤去にかかわっていた。ただし、ベルリンは例外で、赤軍が進軍した時、人口の63.2%が女性だったため⁽⁶⁾、ソ連の軍事指令部は女性も躊躇せず動員した。

瓦礫撤去に携わる女性の割合が目に見えて増加するのは1946年春からで、その秋には急激に上昇する。(図1) それは軍事政府の通達によるものだった。一方、軍事政府による社会保険制度の変更で、年金支払いが中止されるか、給付金が下げられたため、年金受給者はかなりの損害を被ることになった。比較的若い未亡人が受け取っていた戦時遺族年金は廃止され、突如かなりの数の女性が就労を余儀なくされた。例外は、父親のいない4人の子どもまたは少なくとも6歳以下の子どもを2人育てている場合だった。(7) 女性向きの仕事は不足しており、特に都市部では男性によって埋めることのできない職場に、求職女性は振り分けられた。

瓦礫撤去や建設にかかわる仕事は、職業教育や前知識を必要としなかったため、仕事を



図 1

- ュ・ (左) ケルンの「瓦礫を片付ける女性たち」
- (下) 使用可能なレンガを選び出し、モルタルやセメントを取り除く。



求める女性にとって手始めの職場となった。そのうえ、重労働・最重労働手当は仕事のない女性たちには魅力でもあった。健康を害する仕事内容や荒っぽい日常言語が交わされるため、評判は悪かったが、最終的には女性たちが置かれた困窮状態が仕事を受け入れる決定要因となった。1946年から47年にかけて瓦礫を撤去する女性たちや建設現場で働く女性たちの姿は日常風景となり、敗戦直後の記憶としてのちのちまで残っていくが、その数は必ずしも多かったわけではない。1946年10月29日に行われたイギリス占領地区の国勢調査では、「瓦礫を片付ける女性たち」は同地区の女性就労者の0.27%程度だった。⁽⁸⁾

女性を重労働から解放したいドイツ側は、軍事政府との交渉の末、職安へ次の様な要請を出すことを許された。⁽⁹⁾ 建設業には女性の前に男性を、緊急の場合はパートでも男性を送る。16歳以上の失業中の青少年も優先させる。女性のために楽な労働に就く男性と交代させられないかどうか、企業チェックをする。その際、女性には補助労働だけが問われるというものだったが、そこには女性の重労働を憂慮するだけではなく、典型的に男性の職場への女性の進出そのものが望ましくないという考え方があった。

しかし、こうしたチェックは人員不足のために非現実的だった。職安職員も、必死に職を求める女性を決まりに従って家に帰すのか、彼女を救うのかの選択を迫られ、結局女性の考えに従うのが普通だった。企業も女性の窮乏を利用して、男性にとってさえ骨の折れる仕事に女性を就かせていた。

敗戦後の数ヶ月の無力感ののち、女性の就労数は上昇し始め、1946年2月からの10ヶ月間で求職女性数は+16%となり、その傾向はさらに強まった。上記国勢調査では、就労女性の特筆すべき増加だけでなく、ほぼすべての男性向け職場で女性が働き、その規模は第二次世界大戦中にも見られなかったことを示している。(10)

(2) 就労状況の変遷

①敗戦直後の女性就労の減少

この背景には、夫が帰還した、あるいは結婚していた、職場が破壊された、軍需工場の 操業中止、労働義務の強制解消、条件が悪く働く意味がないなどがあった。失業者数が多 かったのは第二次世界大戦中に拡大した店員、事務仕事、公務員事務職だったが、この失 業者の一部はナチ党員だったために解雇されている。非ナチ化は男性だけに行われたわけ ではなかった。

②1946年始めからの就労増加

「瓦礫を片付ける女性たち」の項でも触れたように、1946年から数年間で、工場を中心に男性向きの職場でも女性が就労し、第二次世界大戦中でも起こらなかったほど、女性のいない職場はほとんどなくなった。男性は田舎にいたか、捕虜生活を送っていたからであ

図2

- (左) ラインラント地方のフェルデにあった被追放 民・被災者用仮設住宅(1951年)
- (右) 仮設住宅内部





る。どの程度、女性たちが男性向きの職業に就いたかは、金属や鉄鋼業のあらゆる職種においても女性が就労したことで分かる。溶接工、旋盤工、鍛冶工として信頼を勝ち取り、建設、鉄道、郵便、交通機関へと職場を拡大していった。もちろん開戦前に就労していた職場である繊維業、店員、事務、家政の仕事に就く者も多かった。農業の女性割合は2倍になったが、1946年半ばをピークに、工業領域へ徐々に移行することで、農業の割合は減少した。

この時期、困窮から自分で稼がなければならなかったのは、多くは東部からの被追放民女性、(図2) それに独身女性や空爆被災者の女性だった。彼女たちは、敗戦後の何年間か職安の目の届かないところで、男性向けの仕事に就かざるをえなかった。職安の網をくぐるようにして、企業に雇われた仲介業者が東部からの被追放民キャンプへ出かけては、適当な女性を捜し、出来高払いの賃金に重労働手当をちらつかせて女性たちを釣った。お金を稼ぐ機会を見つけられて喜んだ女性たちは、重労働を受け入れ、健康を害することも厭わなかった。職業監視員たちは、これを「奴隷商売」と呼んだが、1948年までは公務員不足のために、監視の目は行き届かなかった。

1947年6月には女性の時給は平均して男性より40%低く、税込みの収入は半分だった。⁽¹¹⁾ **③通貨改革後にさらに就労増加**

この時期に就労が増加したのは、既婚の女性たちである。その理由は、夫の戦死、行方 不明、捕虜から戻らない、離婚された、夫と離れて暮らしている、夫の収入だけでは不十 分というものだった。被追放民や空爆被災者は働かねばならなかったし、若い女性は自立 するために、女子学生は学費を稼がなければならなかった。財産で生活していた女性たち は、通貨改革で生活の基盤を失った。

通貨改革の効果は迅速に現れた。商品や貨幣に対する信頼は回復した。闇市は消滅し、1952年の砂糖を最後に、1950年までに配給制度は次々に解除されてゆく。しかし、価格の上昇に対して、賃金の上昇は緩やかだった。1948年後半期の税込み賃金は5.5%しか上昇しなかったのに対して、4人の生活費は17%上昇した。1948年~49年にかけて、食料および嗜好品は33%上昇している。1948年末、収入は1937年よりまだ低い状態だった。(12)職種間の収入差は小さかったが、低所得者が多かった。通貨改革後に賃金が上がったのは資格をもった労働者で、都会と田舎でも差は開いた。低かったのは農業と繊維業、良かったのは金属、交通産業、建設、鉱山の労働者だった。

④1948/49年の変わり目以降、女性の失業上昇

1949年初頭に女性に失業が増加したため、女性の就労可能な職場を拡大することが職業監督庁に求められたが、どれも補助的仕事ばかりで成果は上がらなかった。というのも、失業をなくす動きと同時に、女性の就労を阻む動きがあったからである。

企業は生産性を上げ、市場のシェアを広げるために、専門知識のない女性を専門知識をもつ男性に置き換え始めた。役所や交通機関でも、女性を解雇し、捕虜から戻ったかつての同僚を採用した。役所は同時に企業に対しても、男性の職場から女性を追い出し、夜間作業には女性を配置しないよう迫った。こうした不当な女性解雇は、労働組合もメディアも必要な対処であると受け止め、問題化することはなかった。こうして、1949年初頭、最後の「瓦礫を除去する女性」がその職を去り、建設業で働き続ける女性は2人だけとなった。(13)

しかし、アカデミックな職域での女性解雇は大きな問題となった。戦死、捕虜、非ナチ化によって公務員ポストは空いていたが、財政難からポストが埋められず、若い高学歴者の失業は高かった。そのため、公職で働く共稼ぎの妻に攻撃が向けられた。1946年から結婚後に解雇される女性が増えたのはそのためであったが、1946年12月に小学校教員を解雇された女性が裁判を起こし、1947年末、この労働裁判では、ヴァイマル憲法の有効性を根拠に結婚後の女性公務員の解雇は違法であるとの判決が下されていた。⁽¹⁴⁾

⑤1950年代初頭に失業が戦後最高値に達する

職安は、代替の職場がない場合は例外だったが、典型的男性の職場から女性を外すよう引き続き企業に推奨し、男性の職場に女性はほとんどいない状態になる。医師からは根拠がないと指摘されたにもかかわらず、交通業界は女性の健康を理由に1949/50年に女性車掌の大部分を解雇し、1951年になると、女性車掌を見ることは稀になった。⁽¹⁵⁾

⑥「経済の奇跡」

朝鮮戦争により1950年後半から経済成長が始まり、1951年1月に戦後最高の景気が到来する。生産量は49年のそれの三分の一分増加し、就労者も60万人増えている。⁽¹⁶⁾しかしこの時期、東部からの被追放民の増加で失業問題は改善しなかった。

企業は好景気の中で、労働予備軍の女性たちを使い始める。こうして就労数の上昇はあったが、女性労働の質的向上は全く起こらなかった。その背景には、社会的および経済的理由があった。一つは女性就労に対する保守的イデオロギーが支配的であったこと。他方は、機械化により、質の高い女性労働者は必要とされなかったからである。

朝鮮戦争景気で、1950~60年までに貿易額は4.5倍となり、50年代後半には西ドイツは西欧工業国に追いつく。そして、この発展は60年代半ばに停滞することになる。

2. 女性の日常生活と家族

(1) 家事労働

敗戦直後のドイツ人の食糧事情を摂取カロリーを基に推測してみよう。⁽¹⁷⁾ドイツ人の消費カロリーは、1936年には3,116kcalであった。それが、敗戦時には1,345kcalに落ち込む。戦争末期、ドイツの食糧管理は破綻していた。輸送連絡網は分断され、ベルリンの行政指導者はすでに生存せず、指導的官吏たちは逮捕を恐れて逃亡していた。社会的混乱と窮乏状態は敗戦と共に終わったのではなく、占領下でも継続した。

ポツダム会議でドイツ人の消費カロリーとして2,800kcalが容認されたが、占領下の現実では平均的消費カロリーの1,550kcalという目標も達成できず、1945年9月は1,206kcalと深刻化した。そのうえ1946年春の世界的穀物生産危機によって、その年の3月には1,014kcalまで落ち込む。追い打ちをかけるように1947年にかけての冬の大寒波で交通が麻痺し、暖房用の石炭、食糧の運搬が滞った。さらに、1947年夏の旱魃で、作物収穫高を上げる期待は打ち砕かれる。転機が訪れるのは1948年の通貨改革の実施だった。

当時は父親不在の家庭は三分の一に及んだ。夫はいても戦争で罹患し、怪我を負っていれば、窮乏から多くの女性たちが家庭の外で働かなくてはならなかった。就労のほかにも女性たちには時間のかかる様々な家事労働があった。彼女たちは食糧を得るために店先で長蛇の列に並び、田舎に買い出しに出かけ(図3)、物物交換や闇市で食べ物を得なければならず、食糧切符や衣料切符についての重要情報を得るために役所に徒歩で出向いた。そのうえ、子どもの教育や病気の夫の世話もあった。





図3 (左) 列車で「買いだめ」に出かける人々 (上) ようやく手に入れた食料を背負って、 駅までの遠い道を戻ってゆく。

(2) 家庭内の問題

そうした家庭環境の影響を被ったのは、母親の不在で親子関係を持てずに育った子どもたちや青少年だった。困窮した生活の中で、子どもや青少年の堕落と犯罪は急増した。少女たちの性的荒廃の背景には、占領兵との関係を通して食糧を手に入れざるをえない事情だけでなく、優しさや愛、保護されたいという憧れがあったと考えられる。

さらに家庭内の葛藤が拡大する要因は、父親の戦争あるいは捕虜からの帰還にあった。 家庭内の女性の役割には、ほとんどの男性が受け入れ難い明確な変化があった。男性の長期不在中、家庭内の権威は母親に移っていた。教育においても職業においても、女性は男性の仕事を立派にやり遂げられることを証明していたのである。女性が獲得した自己評価感情が、自分のポジションを容易に明け渡すことを難しくさせていた。伝統的家父長的考え方と、現代的自立的自己評価感情は、根深い家族内の分裂を引き起こした。こうした権威の移行は、子どもたちとの関係にも見て取れた。子どもたちの前に、知らない伯父さんとして突然現れた父親は、父親の権威を取り戻そうと躍起になるが、子どもたちは母親の味方だった。妻は、夫に対する自分の関係が変化したことを認識させられることになった。

このように認識する女性たちは、相手を良く知ることもなく、結婚の意思を充分確かめずに開戦直後に結婚したケースに特に多かった。そうした結婚では、結婚後に支給される給付金を望めたし、結婚により軍需工場への動員を回避できる可能性もあったため、女性にとって重要な動機ともなった。もしかすると、妻は戦時結婚したパートナーの帰還は考

えていなかったかもしれない。何年にもわたる捕虜生活後の夫の復員は両者にとって衝撃的な出来事となり、慌ただしい離婚へとつながっていった。

戦後数年間の離婚数の上昇はそれを表している。⁽¹⁸⁾ 1939年の開戦後は1000人に対して8.9件で、これは1900年以降の最高値だった。戦後の1946年は西側占領地区で11.2件、47年は16.8件、48年は18.8件と急増し、その後、49年16.9件、50年15.7件、55年は11.6件と徐々に減少している。ノルトライン・ヴェストファーレン州の1947年および48年のデータを見ると、両年とも全ての離婚のうち最大の割合である42%を占めたのは、結婚して5年にも満たない戦時結婚だった。理由としては、「失敗した結婚」が68%を占め、離婚時の年齢は男性が35~40歳、女性は25~30歳だった。

3. 保守的イデオロギーと家族政策

(1) モラルのリーダーとしてのカトリック教会

自己崩壊と国家レベルでの活動禁止後に生じた行政の空白状態の中で、第三帝国の時代を比較的「無傷で」乗り切ったカトリック教会が、戦後西ドイツのモラルのリーダーとなった。この事実は非カトリック教徒からも受け入れられた。なぜなら、人々には拠り所と方向性が必要であったし、さらには、カトリック教会の連続性とナチズムに対する抵抗が評価されたからである。カトリック教会とナチズムの関係が問題視されるのは、60年代になってからのことだった。

カトリック教会は外国の教会と連携して多様な福祉活動を展開した。独自の病院で病人・戦争被害者を世話し、結核診療所、保養所、養老院、孤児院、見習い職人の宿舎、学生寮、保育園や幼稚園を開設した。そのほか、緊急食糧の配布、駅での宿泊施設、被追放民の援助、子だくさん家族の支援などの慈善活動を展開した。

その一方で、教会は戦後の家族の崩壊を目の当たりにし、その原因を、婚外性交渉、子 どもを持ちたがらない夫婦、物質主義的考えに根ざす結婚、家庭生活における非キリスト 教化の蔓延に求めた。したがって、カトリック教会は再キリスト教化の必要性を確信し、 積極的なプロパガンダに打って出た。すなわち、父親の権威の再構築、子だくさん家族に 対する経済的支援、就労する母親の家庭への復帰(専業主婦化)である。

1948年の通貨改革後に、14歳以下の子どもを持つ母親の就労が増加したことは先述したが、この状況を受けて「ケルン教会新聞」⁽¹⁹⁾は就労女性を、子どもを嫌い家庭を壊す、民族と文化の破壊者と呼んだ。禁止は無理と分かると、モラル的な圧力を加えた。たとえば、産婦人科医のハインツ・キルヒホフは、結婚前の就労は生理不順、子宮の成長停止、早産・出産困難・不妊になると説明し、就労女性の身体障害の発生率を強調した。加えて、二重負担による若さの喪失、早期の障害、怒りっぽい性格が離婚につながったり、子

どもの教育にマイナスに作用することなどをあげつらった。こうした主張が間違っているか、せいぜい部分的にしか当てはまらないと反論するまでに数年を要したため、誤ったイメージが定着することになった。

カトリック教会はモラルという意味での権威を発動できたが、それを独自に実行することはできなかった。そこで、圧力団体として「ドイツ・カトリック教徒の家族協会」(西ドイツ最大の会員数を擁し、1954年時点で会員数は857,800人、資金も豊かで、強い影響力を持つことになった)⁽²⁰⁾を設立させ、経済再建に集中するCDU(キリスト教民主同盟)とCSU(キリスト教社会同盟)、それにこの2党に近い中央党に働きかけ、教会の要望を通そうとした。

(2) 「家族と青少年問題連邦省」と初代連邦家族大臣ヴュルメリング

連邦首相コンラート・アデナウアーは1953年10月に連邦家族問題省(1957年に活動領域の拡大から標記名称に変更)を設置した。ドイツ国民の高齢化とそれに伴う国民経済の問題に鑑み、「健全な」家族の強化、子どもを持ちたいという意志の強化が要請されたからだった。初代連邦家族大臣にはフランツ=ヨーゼフ・ヴュルメリングが就任し、1962年に引退するまでの9年間、彼は極めて保守的な家族政策を展開した。在職中に900回の講演をこなし、報告や記事を新聞に掲載し、年間平均の露出度は100回以上を数えた。その露骨な教会との共闘姿勢は、FDP(自由民主党)やSPD(ドイツ社会民主党)から反感を買い⁽²¹⁾、CDUすら、ヴュルメリングの家族政策の成果を評価しながらも、その19世紀的復古的思想が、止まることなく前進し続ける社会と経済の発展を押し止めようとするのを見て、ついに彼を用済みとしたのである。

彼の具体的計画は、①住居は若い家族と同居でき、子だくさん家族対応サイズにする、 ②児童手当など諸手当、税制の改善、③結婚低金利ローン、④別居家族の同居促進、⑤子 だくさん家族への運賃の優遇、⑥離婚を難しくする法律の策定、⑦農業の優遇、⑧家長優 先の就労、⑨母性保護法の改善であった。

女性就労に関わる政策では、幼稚園・保育園・学童保育拡充はストップされ、母親相談所や結婚準備相談所では、引き続き母親就労の弊害が強調された。児童手当の導入も、経済的困窮を支援し、母親就労の阻止を意図したものだったが、これは支給額が低すぎて効果がなかった。

フランスでは5人の未成年の子どもに月493マルク相当の児童手当が支払われたが、ドイツでは第3子からだったので、5人子どもがいた場合、支給額は月75マルクにしかならなかった。第3子からでは、困窮家庭の母親は当然就労せざるをえなかった。そこで、1957年7月からは1人25マルクから30マルクへ、59年にはさらに40マルクへ値上げさ

れた。61年4月1日から年収が7200マルクを超えていなければ、第2子から受給可能になった。それでもフランスのレベルには追いつかなかった。⁽²²⁾

一方、1950年から景気が良くなり、安価な女性労働力を当てにする企業連盟は、児童 手当の導入に反対した。しかし1955年から児童手当が支給されると、給付額以上の額を 上乗せした有利な賃金を提示して、女性労働力を確保した。このように、母親就労に関し ては、経済界と教会は真っ向から対立したが、両者とも女性の平等について反対だったと いう点では変わりはなかった。

(3) 1950年代の婚姻数、出生数、「理想的な子ども数」と母親就労数(23)

婚姻数と出生数は1955年以降上昇する。婚姻数は、1950年の1000人当たり10.7組という戦後の最高値に再び到達することはなかったが、1954年の8.7組で底を突き、その後緩やかに上昇し、1962年に9.3組まで戻す。しかし、その後また下降し始める。

出生数についても同様な展開で、1949年に1000人に対して16.8人で戦後の最高値となり、1955年に15.7人に減少するが、それから1963年の18.7人まで上昇する。⁽²⁴⁾

1950年と1958年に実施された「理想的な子ども数」に関するアンケートの比較結果は子だくさんを望む傾向を示した。「子どもはいらない」は-7%、「-人っ子」は-6%、「2人」は-4%、「3人」が+17%となった。しかし、50年代の西ドイツでは核家族が支配的であった。1957年時点で18歳以下の子どものいる7.6百万世帯のうち 1 人ないし 2 人の子ども世帯は82.9%で、3人が11.3%、4人以上は5.85%だった。新しい傾向としては、子ども数が多いのは低収入家族ではなく、高額所得者家族になったことである。農村労働者や職人家庭で出生率が下がった。

出生率は家族政策のポジティブな結果といえようが、母親就労については効果がなかったといえる。1950年から1962年にかけて、就労女性数は+19%となった。その内訳で、14歳以下の子どものいない妻は+57%、14歳以下の子どものいる母親は+184%だった。母親就労数は1950年の417,000人から1962年には1.3百万人 (+314%) となり、12年間で3倍に増えた。その期間内で急増したのは1957年以降で、子どもが1人の母親は+24%、2人は+44%となった。子どもが3人以上の母親は+86%で、ほぼ倍増といってもよかった。

女性就労に反対するカトリック的保守政策の失敗は、児童手当が少なすぎることにあった。家計を支えるために就労せざるをえないのであって、多くの母親は就労の必要がなければ家庭に戻りたいと思っていたのである。男女間の賃金格差、労働内容の質的低さ、家事との両立などを考えれば、企業での仕事は自己実現などではなく、苦労が多く魅力のない労働でしかなかった。

(4) 1950~54年の学校卒女子の就職先

保守的家族政策は、女性就労だけでなく女子の職業教育にも及んだ。(図4、5) カトリックおよびプロテスタント連盟は、女子が家政関係の職に就くよう、あるいは家政関係の仕事から離れることを阻止せんがために、家事および介護教育を主張した。労働組合の女性たちはもちろんこれに反対し、早期に職業の選択を狭めず、学校では自分の関心や能力に合わせて職業選択ができるよう男女一緒に工業、手工業、商業、事務職の学習を行うことを主張した。

しかし、こうした機会均等教育は政治家からも経済界からも、そして親世代からも賛同を得られなかった。1950年から1954年までに学校を卒業した女子の三分の二は典型的に女性向きな見習職に就いた。店員や事務職、家政関係の仕事、婦人服洋裁師、美容師などで、そのうち50%以上が店員と事務職だった。(図6~8)理由は、職場がきれい、収入が安定している、就労時間が規則的、「サラリーマン」という呼称がいい、などだった。洋裁師を選ぶ理由として、将来の自分や家族の生計の助けとなる技術を身につけたい、美容師の場合は、危機に強く、人とのコミュニケーションがある、が挙げられている。逆に不人気だったのは、需要があるにもかかわらず看護師や保育士だった。長い勤務時間の割に収入が少ないことが理由であった。伝統的に男性の職場とされていた手工業で、1952年から女性見習を採用する動きもあった。1955年初頭には92,578人、全体の16%が女性だったが、結局は男性見習だけでは人材不足で困ったという理由があった。



図4 1955年、36人の少女たちのクラスのほとんどが流行のショートカットである。伝統的な三つ編みは3人だけ。ここは少年少女が通う学校だったが、共学の授業はなかった。分離は厳しく行われ、建物の一方で少年たちが、反対側で少女たちが授業を受けた。



図5 50年代初めにギムナジウムを卒業する女性徒は稀であったので、筆記試験中に撮影された。女子にアビトゥーア (Abitur) は必要ないと長いこと言われ続けた。女の子は結婚し、子どもと家事に専念すればよいのだと。2004年に初めて女子のアビトゥーア合格者が男子を上回るまで、50年以上を要した。

女性就労に関する量的拡大が起こったにもかかわらず、質的展開がほとんどなかったのはなぜだろうか。一つには、女性自身が仕事は結婚までという意識を持っていたことにある。そしてそのために、企業は女性に長期就労を求められないので、質の高い仕事は任せられないと考えた。もちろん後者には、偏見や、女性を低い地位に置くことで給与を低く抑えられるという理由も見て取れる。

女性も技術能力を充分持っていることは、飛行機を組み立て、モーターを製造する戦時 動員で証明済みだった。しかし、50年代においては、それに見合う職業教育が女性には 欠けていたのである。労働組合の女性たちの職業教育改革の努力は、1950年代には実を 結ぶことはなかったのである。





- 図6 (左上) この女性たちは繊維工場の裁断師として働いている。ここも典型的な女性の職場だった。家計のために就労する女性は50年代増加し、共稼ぎ夫婦が増えた。子どもたちは放課後、いわゆる「鍵っ子」と呼ばれ、自分たちだけで過ごした。
- 図7 (右上)50年代の西ドイツには沢山の煙草 工場があり、紙巻き煙草を作る女性の仕事場 になっていた。そこに就職できた女性は、運 が良いと考えられた。1955年のこの写真に は、骨の折れる仕事を器用にこなす女性たち と、それをチェックする男性上司が写ってい る。
- 図8 事務職は50~60年代の典型的な女性向き職業だった。商業職業学校で若い女性たちは最新型の電動タイプライターの使い方を学んだ。



4. 女性労働組合員、女性議員たちの成果と挫折

(1) 基本法

1948年9月から「議会評議会」で基本法案の作成が始まった。議会評議会は65名の議員 (CDU/CSUとSPDがそれぞれ27名、FDPが5名、ドイツ党、中央党、共産党がそれぞれ2名)から構成されており、その中には4名の女性議員も含まれていた。エリーザベト・ゼルベルト(SPD)、フリーデリーケ・ナーディヒ(SPD)、ヘレーネ・ヴェーバー(CDU)それにヘレーネ・ヴェッセル(中央党)だった。特にゼルベルトは、保守派議員の激しい抵抗に折れることなく、男女同権の主張を貫き通したのである。基本法案に対しては、女性連盟や労働組合女性部からも、女性の同権、労働と賃金の同権、行政における平等な活動の提案がなされた。こうした提案の背景には、戦争によって家族構造が変化し、女性が家族の養い手となり、男性の専門分野へも進出し始めている現実に基づけば、家庭と職業における男女平等は当然であるとの考えがあった。これが叶えば、1919年のヴァイマル憲法からの大進歩となるはずだった。

しかし、婚姻と家族という制度を安定させるために男性の権威を復活させようとしていたカトリック教会の激しい反発を引き起こした。議会評議会への攻勢をかける教会は、教会に近い保守的政治家、家庭内の支配権を失うことを望まぬ男性、職場での競争に負けたくない男性、予備労働力としての女性に男性と同じ賃金を支払いたくない企業を味方につけることができた。

世論を巻き込んだ大論争⁽²⁶⁾の末、選挙を恐れた連立政権は最終的には譲歩し、法の下での平等は認めた。1949年5月23日、西ドイツ基本法は発効した。

(2) 家族法条項

1949年12月1日、SPDは女性の同権実現のために民法案の作成を政府に要求した。基本法案を策定した議会評議会のメンバーとしてゼルベルトと共に男女同権を主張したナーディヒにとって、家族・婚姻・財産法、さらには公務員法の改正は避けて通れなかった。

しかし内務省と法務省はなかなか仕事を始めず、国会外で女性の同権についての議論は、まず学者たちやさまざまな女性団体から始まり、社会全体を巻き込む大論争へ発展していった。画期的議論は1950年9月、民法部門で女性同権を取り上げたフランクフルトでの法律家会議だった。当時も有効だった1899年の民法は、夫と父親に法律上の優位な地位を与え、妻と母親を不当に扱っていることから、平等基本法に合致しないと、全員一致の見解が示された。問題となったのは次の条項だった。⁽²⁷⁾

・婚姻の共同体としての生活に関わる全ての事柄において、夫に唯一の決定権が与えられている。(§1354I)

- ・妻は夫の決定に従うことが義務づけられている。(§1354II)
- ・妻は夫の姓を名乗る。(§ 1355)
- ・家政においても夫は最高の決定権を持つ。(§1356I)
- ・夫は妻から家事処理権を取り上げることができる。(§1357II)
- ・夫は妻の就労状態を解除する権利を有する。(§13581)
- ・子どもの教育について夫婦間の一致が見られない時には、決定権は夫にある。(§1628)カトリック教会は3人の学者を法務省に差し向けて、法律の変更を阻止しようとした。しかし、教会が政治に口出しすることを嫌う法務大臣デーラー (FDP) が言いなりにならないことが分かると、今度は連邦首相に攻勢をかけた。怒ったデーラーは§1354と§1356を削除してしまう。しかし、アデナウアーはこの案に反対し、カトリック教会の希望通りを主張し、多くの閣僚がアデナウアーを支持した。デーラーの抵抗で、夫の決定権に制限が付けられる形で政府案が発表された。しかし、この案には女性連盟や労働組合女性部など公の反対の声が上がり、政治家にも影響を及ぼした。

第2回連邦選挙は1953年9月6日に行われ、過半数を勝ち取ったCDUはFDPと連立を組んだ。アデナウアーとの関係が悪化していたデーラーに代わって、70歳という高齢のノイマイアー(FDP)が法務大臣に就任した。新大臣は短期間で新法案を公開したが、家族法における男女平等を削除し、1933年以来の法律を変更せず、婚姻法も改正しないままだった。当然、女性団体の抗議が起こり、メディアでも大論争となり、国会論争では党派を超えた男女混在の対立が起こった。上級教区委員のエリーザベト・シュヴァルツハウプト(CDU)は男女のパートナーシップを推し進めるために、「\$1354がいう男性の主たる決定権を固持することを強いる神学的根拠など存在しません」(28)と述べ、長年女性運動に関わってきたマリー・エリーザベト・リューダースも彼女と同じ立場に立ち、法務大臣と家族大臣を鋭く批判して、「私たちは男性に包括代理権をお願いしようなんて思っていないのです!」(29)と核心をつく発言をした。

この二人に対して、カトリック教会の考えを代表して家庭における男性の権威強化を主張していたのが家族大臣ヴュルメリングだったが、彼の立場は現実的ではなかった。この国会論争前に世論調査を行ったエムニード研究所の結果は、西ドイツの約三分の二の家庭がパートナー同志は平等であると答え、男性が家長であると答えたのは三分の一だけだった。(30)

しかし新しい論拠は出ず、論争が徐々に下火になるなか、1954年7月に法律委員会の下に「家族権利法」委員会が付設された。男性11人と女性6人で構成されたが、女性委員にはナーディヒ、ヴェーバー、リューダース、シュヴァルツハウプトがいた。委員会は、婚姻中の財産は妻にも応分の所有権があることで一致。§1354は、1956年11月15日にCDU/CSUの男性委員が抵抗する大議論の末、1票差で削除が決まった。父親の代理

権に関する条項(§1628)については同票数だったため、法律委員会で結審されることになり、そこでは過半数で残ることになった。この結果に対して女性連盟等の抗議書が提出されたのは当然のことだった。

1957年 5 月 3 日に連邦議会で行われた婚姻および家族法の読会前に、世論調査研究所 DIVO (=Das Deutsche Institut für Volksumfrage) が実施した、女性も男性と同じ法 的政治的権利を持つべきかというアンケート調査の結果では、67%が賛成、30%が反対で あった。世代別の賛成の最高値は、 $35\sim44$ 歳の男性(78%)で、反対では25歳以下の女性(37%)だった。(31)

5月8日に連邦参議院の法律委員会下位委員会は、§1628の削除を求めるノルトライン・ヴェストファーレン州によって提出され、ヘッセン州とニーダーザクセン州に支持された提議を却下し、今や「民法分野における男女同権に関する法律」(=男女同権法)という名称となった法律を通過させ、5月24日、連邦参議院はこの法律に同意した。発効は1958年7月1日だった。

結局、完全な男女平等は果たされず、少し修正されたものの元のままだった。 § 1628、§ 1356そして§ 1355は残った。国会議員の過半数は女性に平等を与えるつも りはなかったことが明らかになった。残された手段は、カールスルーエだけだった。 1959年7月29日に言い渡された判決のなかで憲法裁判所は、男性から子どもの教育問題 に対する最終決定権を取り上げ、そして家族のなかで単独の法的代理権を剥奪した。

(3) 女性たちの要求はどの程度実現されたか

アデナウアー時代の終わり頃、女性たちの要求はどの程度満たされただろうか。男女平等の職業教育はまだこれからだったし、就労する片親である母親に都合のいい幼稚園の数さえ増やすことを阻まれた。同一労働に対する同一賃金を求めたが、女性の賃金は平均して男性の85%止まりだった。しかし、1942年の母性保護法をさらに拡充できたことは評価されていいだろう。

不十分だったことは、女性就労に対する社会的偏見を消せなかったことである。就労する女性数は増加し続けたが、彼女たちの社会的貢献は評価されなかったし、女性自身が就労を結婚までの橋渡しと考えていた。つまり、女性は1945年以前にすでにそうであったように、恣意的にうまく操れる労働予備軍として位置づけられていたと言っていいだろう。戦後の女性の社会進出としての就労についての総決算は、ネガティブではあるが、女性の平等をめぐる何年にもわたる論争は、女性就労数の上昇と、形を取りつつある女性運動を背景として、公衆の意識を高めたことは間違いない。これがようやく60年代に女性にとっての改善へとつながってゆくのである。

おわりに

空爆によって完膚無きまでに破壊された国土を前に終戦を迎えたドイツ人の心情はどうであったろうか。そのことについて、W.G. ゼーバルトは彼の「空襲と文学」の中で次のように述べている。

ドイツ全土が陥っていた物心両面にわたる壊滅の実態は、万人にあてはまる暗黙の取り決めによって、語るべからざる事柄とされたのである。大多数のドイツ人が嘗めた破壊の最終章におけるもっとも暗澹たる部分は、こうして恥ずべき、一種のタブーとも言える家族の秘密と化したのであり、その秘密はおのれ自身にすら打ち明けられないものとなった。(32)戦後のドイツの再建は、敵国による破壊につづく、みずからの過去のいわば2度目の抹殺であった。労働が要請され、顔のない新たな現実が創造されるなかで、過去を振り返ることは当初から禁じられていた。再建は国民をそろって未来に向かせ、かつてわが身に出来したできごとに沈黙を強いたのである。(33)

終戦を「零時」と呼ぶ西ドイツ人の心性は、ここにあるのかもしれない。ゼロから始まった再建の最初の風景に現れたのは「瓦礫を片付ける女性たち」だった。国家再建は、象徴的な意味合いにおいて、彼女たちから始まったのである。彼女たちは、両親や親戚を失った女性であり、被災した女性であり、被追放民の女性であり、過酷な労働条件にもかかわらず、就労を余儀なくされた女性たちだった。罹患し怪我を負った男性たち、捕虜から復員できない男性たちに代わって、女性たちは建設関係、鉄鋼業関係の男性向けの職場で就労した。しかし、捕虜から男性が帰還すると女性は不当に解雇され、「経済の奇跡」により労働力不足になると、今度は安価な労働予備軍として恣意的に企業から利用された。女性たちは、経済政策の犠牲者だった。

一方、戦後のモラルを牽引したカトリック教会は、「健全な」家庭を取り戻すために再カトリック化、すなわち伝統的家父長制と妻の専業主婦化を唱えた。しかし、既婚女性の就労に関しては、経済界の勝利だった。困窮生活の中では、働かざるをえなかったからである。教会は、女性を家庭に戻すためのプロパガンダによって就労を禁止することはできなかったが、女性の役割を「妻と母」とする保守的イデオロギーによって、とりわけ就労する母親の罪悪感を大きくし、就労は結婚するまでという考え方を浸透させ、女性自身が自分の仕事を評価しようとする気運は生まれなかった。このことは、短期間しか就労しない女性に質の高い仕事は与えられないとして、企業がだれにでもできる賃金の低い職に女性を雇う口実となった。すなわち、女性の就労については教会と経済界は真っ向から対立したが、男女平等に反対という点では共通していたのである。

教会の伝統的な考え方に支配された男性政治家で占められていた政界も変わらなかった。 基本法制定や民法の改正のプロセスでその女性差別的姿勢は露わになった。混乱を極めた 議論は国会外でもメディアを巻き込んで国民的関心を高めていった。それにもかかわら ず、戦後の西ドイツについての歴史記述では、そうした対立や葛藤はほとんど触れられて こなかった。なぜなのか。それは、女性政策に関しては非常に保守的だったアデナウアー 政権が、経済的政治的国家再建に成功したからだった。歴史記述はここでもまた、政治と 経済の成果にのみ注目し、国家再建を支えた女性の存在や功績を看過してきたといえる。

第二次世界大戦下、男性不在の中で職場においても家庭においても女性たちは、これまで女性に許されなかった領域で男性に代わりうることを実証した。終戦後も引き続き女性たちは国家再建を支えた。しかし戦時中の働きも、敗戦後の働きも社会的には評価されることはなかった。とはいえ、そうした一般的事実を背景とした戦後の女性政治家や女性労働組合員、さまざまな女性団体による議論と活動がやがて女性運動へとつながり、国民の意識を高めたことは間違いない。

連邦政府は、ようやく1966年になって、報告書「職業、家族そして社会における女性の状況について」の中で「戦後のドイツ経済の急速な再建と国民総生産の高い成長率は、大規模な絶対的かつ相対的に増加しつつある女性の就労なしには不可能であっただろう」 (34) という表現を用いて、女性たちが「瓦礫を片付ける女性たち」としてであれ、工場労働者としてであれ、敗戦直後の数年間、都市の再建、工場の再稼働に貢献したこと、そして50年代の女性の就労の増加が「経済の奇跡」に不可欠であったことを認めたのである。

(本論は、平成24年度~26年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究 C、研究課題番号 24510387「第二次世界大戦下の大衆メディアにおけるジェンダー・民族表象の国際比較」(研究 代表者 杉村使乃) の研究の一部である。)

註

- (1) 『ナチ女性展望』の解題および全目次については、桑原ヒサ子「資料『ナチ女性展望』全目次」、上野千鶴子・加納実紀代・神田より子・桑原ヒサ子・松崎洋子『軍事主義とジェンダー』インパクト出版会、2008年、i~xlv参照。
- (2) ウーテ・フレーフェルト (若尾祐司ほか訳)『ドイツ女性の社会史 200年の歩み』晃洋書房、1990年、214~215頁。
- (3) 拙論「ドイツ人女性兵士は存在しなかったのか―国防軍における女性補助員の実態―」『敬和 学園大学人文社会科学研究所年報』(以下『年報』) No.8、2010年、29~56頁参照。
- (4) 拙論「ナチ女性の社会活動における戦略としての母性―ナチ・イデオロギーと女性の地位向上 のはざまで―」『年報』No.9、2011年、37~70頁参照。

- (5) 戦時下の日常生活については、拙論「女性雑誌『ナチ女性展望』に掲載されたファッションと料理のページから再構成する第二次世界大戦下の暮らし」『敬和学園大学研究紀要』No.21、2012年、145~168頁参照。
- (6) Ruhl, Klaus-Jörg: Verordnete Unterordnung. Berufstätige Frauen zwischen Wirtschaftswachstum und konservativer Ideologie in der Nachkriegszeit (1945-1963). München, 1994. S.29.
- (7) Ruhl, S.32.
- (8) Ruhl, S.35.
- (9) Ruhl, S.39.
- (10) Ruhl, S.42.
- (11) Ruhl, S.67.
- (12) Ruhl, S.86-89.
- (13) Ruhl, S.124.
- (14) Ruhl, S.117-118.
- (15) Ruhl, S.121.
- (16) Ruhl, S.281.
- (17) 以下の戦争末期および戦後のカロリーについては、Wildt, Michael: *Der Traum vom Sattwerden*. Hamburg, 1986, S.27-37.
- (18) 以下の離婚数のデータについては、Ruhl, S.134-135参照。
- (19) 「ケルン教会新聞」を含め、女性就労反対キャンペーンについては、Ruhl, S.177-179参照。
- (20) 「ドイツ・カトリック教徒の家族連合」については、Ruhl, S.144-145参照。
- (21) Ruhl, S.151.
- (22) Ruhl, S.183 u. 188.
- (23) データについては、Ruhl, S.194-196参照。
- (24) それ以前のデータを参考のために見ると、婚姻数は1932年に1000人に対して7.9組、1936年は9.1組、さらに1939年には11.2組と推移した。婚姻数が上昇したので出生数も増加した。世紀転換期に1000人に対して26人が、その後一貫して低下し、1933年に14.7人と底を突く。1934年以降は増加し、1936年には19人となる。しかし、一組の子ども数については、1920年に結婚した夫婦の子ども数は2.3人、1930年の場合は2.2人、1940年では1.8人と減少した。フレーフェルト、214~215頁参照。
- (25) Ruhl, S.306-308.
- (26) 基本法委員会内の文言を巡るCDU/CSUとSPDの攻防、委員会外からの女性団体などの抗議を含めた議論と対立のプロセスについては、Ruhl, S.201-224参照。
- (27) Ruhl, S.229.
- (28) Zit. nach Ruhl, S.253.
- (29) Zit. nach Ruhl, S.254.
- (30) Ruhl, S.254.
- (31) Ruhl, S.258.
- (32) W.G. ゼーバルト (鈴木仁子訳) 『空襲と文学』白水社、2008年、17頁。
- (33) 同上、15頁。
- (34) Zit. nach Ruhl, S.11.

図版出典

☑ 1 Schubert, Doris (Hrsg. v. Annette Kuhn): Frauen in der deutschen Nachkriegszeit. Bd.
1: Frauenarbeit 1945-1949, Quellen und Materialien. Düsseldorf, 1984, S.264 u. 261.

- 図2 (左) Schubert, S.184.
- 図 2 (右) Kuhn, Anette (Hrsg.): Frauen in der deutschen Nachkriegszeit. Bd. 2: Frauenpolitik 1945-1949, Quellen und Materialien. Düsseldorf, 1986, Titelseite.
- 図3 (左) Schubert, S.154.
- 図3 (上) Ruhl, Klaus-Jörg (Hrsg.): Unsere verlorenen Jahre. Frauenalltag in Kriegs- und Nachkriegszeit 1939-1949 in Berichten, Dokumenten und Bildern. Darmstadt, 1985, Titelseite.
- $\boxtimes 4 \sim 8$ Scheffer, Sabine: Wir Mädchen der 50er und 60er Jahre. Kassel, 2011, S.16/17, 19, 53, 54 und 52.